

マイナンバー制度に係る法人事業所への影響

10月から全国民に対して周知される、12桁のマイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の3分野に利用が限定され、来年1月から利用が開始される予定です。このマイナンバーは、情報漏えいの場合には大変厳しい両罰規定が適用されるなど、法人事業所における対応や情報管理の徹底が必須となります。

この度、事業所におけるマイナンバーの利用範囲や対応に関して、解りやすく解説するセミナーを開催します。

是非ご受講をお勧めいたします。

開催要項

開催日時 平成27年6月19日(金)午後5時～6時

開催場所 尾橿会館(大崎市鹿島台平渡字上戸下27-6 TEL02229-56-2001)

講師 特定社会保険労務士 星 大 輔氏(大崎市古川)

受講料 無 料

申込先 公益社団法人大崎法人会大崎支部(大崎商工会内)

TEL0229-52-2272 FAX52-6847

申込締切 6月15日(月)まで

『マイナンバー制度に係る法人事業所への影響』セミナー受講申込書

| | |
|-------|--|
| 事業所名 | |
| 所在地 | |
| 受講者名 | |
| T E L | |
| F A X | |

お申込みFAXは、52-6847です